

中小企業経営安定資金

事業の概要

金融機関を通じて、県内に事業所、事務所、店舗等を有し、県内で事業を営む中小企業者を対象として融資する制度です。事業経営に必要とする資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とします。

内 容

資金名	一般資金	経営環境変化対策資金 (セーフティネット資金)
融資対象者	次のいずれかの中小企業者等 ①経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの ②経済変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	中小企業信用保険法第2条第5項各号(※国による指定)に該当する特定中小企業者で、市町村長の認定を受けた中小企業者等
融資限度額	一企業 8,000万円	一企業 8,000万円
利率 (固定)	1年以内 1.50% 1年超 1.90%	第1号～4、6号該当 1.55% 第5、7、8号該当 1.60%
償還期間	運転:7年以内 (うち据置1年以内) 設備:10年以内 (うち据置1年以内)	運転・設備:10年以内 (うち据置2年以内)

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部商工金融課 電話:022-211-2744

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html>